

公益財団法人愛知県国際交流協会機関誌広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）の発行する機関誌（以下「協会機関誌」という）を民間企業等の広告（以下「広告」という。）を掲載する媒体として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協会機関誌への広告の掲載は、協会の新たな財源を確保することを目的とする。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告が次の各号に掲げるもののいずれかを内容とし、又は内容の一部に含むときは、当該広告を掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義・主張に当たるもの（意見広告、個人の名刺広告を含む。）
- (6) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (7) 責任の所在が不明確であるもの
- (8) 内容が不明確であるもの
- (9) 比較広告
- (10) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

2 広告が次に掲げる業種又は事業者に係るものであるときは、前項の規定にかかわらず当該広告を掲載しない。広告掲載中において、当該広告がこれらの業種又は事業者に係るもののいずれかに該当するに至った場合も、同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 消費者金融及び高利貸しに係る業種又は事業者
- (3) たばこに係る業種又は事業者
- (4) ギャンブル（宝くじを除く。）に係る業種又は事業者
- (5) 法令等に定めのない医療に類似する行為に係る業種又は事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (7) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でない業種又は事業者

3 第1項各号に掲げる内容に係る基準は、別に定める。

(広告のサイズ及び広告掲載料等)

第4条 広告のサイズ及び広告掲載料等については別表のとおりとする。

(申込方法)

第5条 広告の掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書及び会社概要や活動概要などがわかる資料を、広告掲載希望月の前々月末日までに協会に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 協会は、第3条の規定により申込内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という)は、協会からの請求書を受領次第、速やかに広告掲載料を協会に納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は協会が指定する方法により広告原稿を作成し、協会が指定する期日までに電子データで提出するものとする。

(広告内容の責任)

第9条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第10条 協会は、次の場合において広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料及び広告原稿作成料の返還)

第11条 納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかった場合を除き、返還しない。

(その他)

第12条 当協会機関誌への広告掲載にかかることで、疑義が生じた場合については、協会がこれを定めることとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表 広告のサイズ及び広告掲載料等（第4条関係）

	色	サイズ（タテ×ヨコ）	1回契約	6回（年間）契約／1回分
裏表紙	4色	1/4（6.5cm×18cm）	¥50,000 （賛助会員：¥40,000）	¥250,000／¥41,667 （賛助会員：¥200,000／¥33,333）
	4色	1/2（13.5cm×18cm）	¥75,000 （賛助会員：¥60,000）	¥375,000／¥62,500 （賛助会員：¥300,000／¥50,000）
	4色	3/4（20cm×18cm）	¥120,000 （賛助会員：¥96,000）	¥600,000／¥100,000 （賛助会員：¥480,000／¥80,000）
	4色	全ページ（27cm×18cm）	¥150,000 （賛助会員：¥120,000）	¥750,000／¥125,000 （賛助会員：¥600,000／¥100,000）
裏表紙の裏	4色	1/4（6.5cm×18cm）	¥40,000 （賛助会員：¥32,000）	¥200,000／¥33,333 （賛助会員：¥160,000／¥26,667）
	4色	1/2（13.5cm×18cm）	¥60,000 （賛助会員：¥48,000）	¥300,000／¥50,000 （賛助会員：¥240,000／¥40,000）
	4色	3/4（20cm×18cm）	¥96,000 （賛助会員：¥76,800）	¥480,000／¥80,000 （賛助会員：¥384,000／¥64,000）
	4色	全ページ（27cm×18cm）	¥120,000 （賛助会員：¥96,000）	¥600,000／¥100,000 （賛助会員：¥480,000／¥80,000）
本文	4色	1/8（6.5cm×9cm）	¥20,000 （賛助会員：¥16,000）	¥100,000／¥16,667 （賛助会員：¥80,000／¥13,333）
	4色	1/4（6.5cm×18cm）	¥30,000 （賛助会員：¥24,000）	¥150,000／¥25,000 （賛助会員：¥120,000／¥20,000）
	4色	1/4（13.5cm×9cm）	¥30,000 （賛助会員：¥24,000）	¥150,000／¥25,000 （賛助会員：¥120,000／¥20,000）

(第5条関係)

機関誌広告掲載申込書

平成 年 月 日

公益財団法人愛知県国際交流協会会長 殿

申 込 者

所 在 地

企 業 ・ 団 体 名

代 表 者 名

印

担 当 者

連絡先 (電 話)

(F A X)

公益財団法人愛知県国際交流協会機関誌への広告掲載を次のとおり申込みます。

広 告 掲 載 期 間	平成 年 月号 ~平成 年 月号
広 告 掲 載 場 所	いずれか○で囲んでください 裏表紙 1/4 裏表紙 3/4 裏表紙の裏 1/4 裏表紙の裏 3/4 本文 1/8 本文 1/4(13.5cm×9cm) 裏表紙 1/2 裏表紙×1 裏表紙の裏 1/2 裏表紙の裏×1 本文 1/4(6.5cm×18cm)
契 約 方 法	いずれか○で囲んでください 年間 (六回) 契約 一回契約
広 告 掲 載 料 金	金 円
支 払 日	月 日 ごろ
支 払 方 法	いずれか○で囲んでください 一括 一回ごと
支 払 先	三菱東京 UFJ 銀行 愛知県庁出張所 普通 1134151 口座名 公益財団法人愛知県国際交流協会 会長 神田真秋
備 考	年間契約の方で当協会ホームページからのリンクを希望される場合は URL を記入してください